

幼児教育・保育無償化



幼児教育・保育無償化について



令和元年10月から、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもおよび0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。



1. 早わかり表

区分	認可施設			認可外保育所等	
	教育認定 (1号認定)	保育認定(2号・3号認定)		保育認定 ※1	
年齢	満3歳から5歳	3歳から5歳	0歳から2歳	3歳から5歳	0歳から2歳
対象施設	▶ 幼稚園 ▶ 認定こども園	▶ 保育所 ▶ 認定こども園	▶ 保育所 ▶ 認定こども園 ▶ 小規模保育施設	▶ 認可外保育所 ▶ 一時保育 ▶ ファミリーサポートセンター事業 ▶ 病後児保育	
保育料 (月額)	0円	0円	市民税非課税世帯 0円 ※2	37,000円を 上限に無償	市民税非課税世帯※2 42,000円を 上限に無償
その他	預かり保育※1 1日450円を 上限に無償 ◎満3歳児は市民 税非課税世帯 のみ対象※2	※1 無償化の対象となるためには、「 <u>保育の必要性の認定</u> 」を受ける必要があります (詳細は24ページを参照) ※2 年度の途中で以下のとおり算定基準が変更となります			
		令和6年4月～令和6年8月		令和6年9月～令和7年3月	
		令和5年度の市民税		令和6年度の市民税	

幼児教育・保育無償化

— 広 告 —

体験から成長する

<http://www.komazawa.ed.jp>

駒沢苫小牧幼稚園

まずは、経験しよう。そして考えよう。
主体的に考え行動できる基礎作りを
お手伝いします。

自分で電車
乗れるかな？
JR乗車体験

みんなで動物園を
作ってから遠足へ

📍 苫小牧市美園町1-9-1 TEL 0144-33-9794

2. 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設

対象となる子ども

- ①満3歳から5歳児クラス(年長)の「教育認定」を受けた子ども
- ②3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた子ども
※満3歳になった後の4月から無償となります。
- ③0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた市民税非課税世帯の子ども

対象となる施設

- ①幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)
- ②保育所、認定こども園(保育所部分)
- ③保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育施設

利用料

保育料は無償となりますが、通園送迎費、行事費、給食費等の実費で発生する費用等は、無償化の対象外となります。

給食費

給食費は主食費と副食費に分けられます。

- ▶主食費:主食となるお米や麺、パンなどにかかる費用
- ▶副食費:おかず、おやつ、牛乳などにかかる費用

1号認定と2号認定の子どもの給食費は保護者にご負担いただくことが原則となりますが、副食費は一部の世帯で免除されます。

副食費の免除は、対象期間に応じて以下のとおりとなります。

令和6年4月～令和6年8月の免除	令和6年9月～令和7年3月の免除
令和5年度分の市民税 (令和4年分所得)に基づいて決定	令和6年度の市民税 (令和5年分所得)に基づいて決定

幼児教育・保育無償化



3. 令和6年度 副食費免除世帯について
①1号認定

階層	市民税所得割額	第1子	第2子以降
A階層	生活保護世帯	副食費免除	
B階層	市民税非課税		
C階層	77,100円以下		
D階層	D1	全額負担 (園によって金額が異なります)	副食費免除 ※上の子の年齢要件なし
	D2		副食費免除 ※小学3年生から数えて2人目以降の子ども
E階層	211,201円以上		

②2号認定

市階層		3～5歳児クラス (右記以外の世帯)		3～5歳児クラス (ひとり親世帯または在宅障がい者世帯)		
区分	定義	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
A	生活保護世帯等	副食費免除		副食費免除		
B	市民税					AB
	非課税世帯					B
C1	市民税均等割のみ					
C2	市民税所得割 33,300円未満					
C3	48,600円未満					
C4	50,900円未満					
C5	63,600円未満					
C6	78,600円未満	全額負担	副食費免除 ※上の子の年齢要件なし	全額負担	副食費免除 ※上の子の年齢要件なし	
C7	97,000円未満					
C8	117,300円未満					
C9	138,300円未満					
C10	169,000円未満					
C11	183,300円未満					
C12	228,900円未満					
C13	301,000円未満					
C14	346,600円未満					
C15	346,600円以上					
		副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園 等に通っている子から数 えて2人目以降の子ども		副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園 等に通っている子から数 えて2人目以降の子ども		

※免除世帯となった場合は、市から通知をします。

4. 預かり保育

《預かり保育とは》

幼稚園が、始まる前や終わった後の時間に子どもを預かるサービスのことをいいます。

対象となる子ども

- ①3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)の「保育の必要性の認定」を受けた子ども
- ②満3歳の「保育の必要性の認定」を受けた市民税非課税世帯の子ども

対象となる施設

幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)

利用料

<450円×利用日数>を上限に、利用料(月額)が無償となります。

5. 認可外保育施設等

対象となる子ども

- ①3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた子ども
- ②0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた市民税非課税世帯の子ども

対象となる施設

認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、ファミリー・サポート・センター事業、病後児保育
※認可外保育施設等の併用はできませんが、認可施設と併用した場合、無償化の対象外となります。

利用料

①月額37,000円、②月額42,000円を上限に保育料が無償となります。

6. 企業主導型保育施設

対象となる子ども

- ①3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた子ども
- ②0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けた市民税非課税世帯の子ども

対象となる施設

企業主導型保育施設

※認可外保育施設等の併用はできませんが、無償化の対象外となります。

※認可施設との併用はできません。

利用料

無償となる保育料の上限は、以下の表のとおりとなります。

クラス年齢		上限額
4・5歳児		月額23,100円
3歳児		月額26,600円
1・2歳児	市民税	月額37,000円
0歳児	非課税	月額37,100円

7. 就学前の障がい児の発達支援

対象となる子ども

3歳児から5歳児クラスの子どもの

対象となる施設

障がい児の児童発達支援施設

利用料

医療費や食費等の実費以外の利用料が無償となります。

幼児教育・保育無償化

子どもと遊ぼう

親子で向かい合って両手をつなぎます。子どもは、親の右足の上に左足、左足の上に右足をのせます。親の両足に、子どもが乗っかる形で、つないでいる両手でバランスをとりながら、二人三脚のように、息を合わせて一歩ずつ前進します。

出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」